



114
A 2706



第一章 總則

- 産業組合ハ組合員ノ産業又ハ經濟ノ發達
 ヲ企圖スル者ノ在リ目的ヲ以テ之ヲ設立スルモノトシテ
- 一 組合員ニ資金ヲ貸付ケ及組合員ノ貯金ヲ預ル
 モノ（信用組合）
 - 二 種苗肥料器具機械家畜其他産業上必要
 ナル物品ヲ購買シテ組合員ニ頒ツモノ（購買組合）
 - 三 組合員所産ノ物品ヲ共同販賣スルモノ（販賣組合）
 - 四 組合員共同シテ物品ヲ製産スルモノ（製産組合）

大正十一年四月
隈侯爵邸寄

五 組合員共同シテ産業用ノ器具機械家畜ヲ使
用スルモノ(使用組合)

第六條 組合ハ之ヲ法人トシ其組織ハ有限責任トス
無限責任トス

第七條 組合ノ名称ニ産業組合ナル文字ヲ附シ且責
任ノ種類ヲ表示スルシ

此法律ニ依ル組合ニ非スレバ名称ニ産業組合ナル文
字ヲ用ユルコトヲ得ス

第八條 組合ニ關スル事項ニテ此法律ニ明文ナ
キモノハ民法中法人ニ關スル規定ヲ準用ス

第二章 設立及組織

第九條 組合ハ七人以上ニ非サルニテ設立スルコトヲ得ス

第十條 組合ヲ設立セントスル者ハ定款ヲ議定シ地方

長官ノ許可ヲ受クハシ

第十一條 定款ニハ此法律中別ニ定ムルモノ外左ノ事

項ヲ掲グルコトヲ要ス

一 組合ノ名称及事務所

二 組合ノ目的

三 責任ノ種類

四 組合ノ區域

- 五 組合員、資格ヲ定メタルトキハ其資格
- 六 除名ノ場合及其手續
- 七 出資ノ口、金額、拂込ノ方法及其時期
- 八 貸付、貯金、購買、販賣、製産、使用ノ限及手續
- 九 總會招集ノ手續及議決ノ方法
- 十 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期
- 第十一條 之款、変更ハ總會ノ決議ニ依ル此場合ニ於テハ出席組合員四分ノ三以上ノ同意ヲ要ス
- 之款、変更ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 第十一條 組合ノ設立、許可ヲ受ケタルトキハ其許可書

- ノ到達シタル日より三十日以内ニ其事務所所在地ニ於テ登記ヲ受クヘシ
- 登記スルキ事項左ノ如シ
- 一 組合ノ名称及事務所
- 二 組合ノ目的
- 三 責任ノ種類
- 四 出資ノ口、金額及出資、總口數
- 五 無償責任ノ組合ニ在リキハ組合員ノ姓名住所
- 六 理事長及監事ノ姓名住所
- 七 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期

ハ設言許可、年月日

登記シタル事項之変更が生じたトキハ十日以内ニ其登

記ヲ受リ、シ

第1条 組合ハ組合員ノ定数ヲ定ムコトヲ得ス

第2条 組合員ノ出資ノ下ノ金額ハ平等ニシテ之ニシ

第3条 出資額ハ毎年サットモ其三分ノ一ヲ拂込

下ニ要ス

拂込ヲ怠リタル組合員ニテ拂込ノ催告ヲ受レルモ仍

拂込ノ義務サルトキハ組合ハ其組合員ヲ除スルコトヲ

得

第4条 組合ハ組合員ノ出資各口拂込ノ済ニ至ルキハ

利益ヲ拂渡ラセラルルコトヲ其拂込ニ加フヘシ

第5条 組合ハ損失ヲ填補スル後ニ非サレハ利益ヲ

拂渡ラセラルコトヲ得ス

第6条 組合ハ損失ニ備フル為メ毎計算期ノ利

益ノ三分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ルコトヲ要ス

組合ハ定款ノ定ム所ノ限リ或ハ期間中利益ヲ拂

渡ラ停止シ之ヲ準備金ニ採入ルコトヲ得

第7章 組合員ノ権利義務

第1条 組合員ノ股戻シタル場合ヲ除ク外其

出資の拂戻ス下り得ス

第十九条 出資二百以上有セントスル組合員ノ順次口
ノ拂込ヲ終リテ後ニ非サレハ次ノ口有ス下り得ス
組合員ノ出資五百以上有セントスル得ス

第二十條 組合加入セントスル者ハ有限責任ノ組合在
リテハ總會ノ決議無任責任ノ組合在リテハ組
合總員ノ同意ヲ要ス

第二十一條 組合員ハ其加入前ニ生シタル組合ノ義務
ニ對シテモ責任ヲ負フ

第二十二條 出資一口ノ金額ヲ減サシスハ無限責任ノ

組合ノ有限責任ノ組合ニ変更セントスルトハ組合
員全體ノ承諾ヲ得ル下り得ス

第二十三條 有限責任ノ組合ヲ無限責任ノ組合ニ変
更セントスルトハ組合總員ノ同意ヲ要ス

第四章 役員及職務

第二十四條 組合ニ在リ役員ヲ置キ其出資ノ口數ニ拘
ニス總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選シス

理事 三人以上

監事 三人以上

理事ハ同役中ヨリ主トシテ業務ヲ取扱フニ組合

長ク置ラントハ得但其責任ハ他ノ理事ト同トス
理事・監事ノ選任方法及任期ハ定款ヲ以テ之
定ムルニ但任期中ハ雖モ總會ノ決議ニ依リ之ヲ解
任スルコトヲ得

第ニテ条 理事・監事ハ互ニ相兼スルコトヲ得ス

第ニテ条 理事ハ毎計算期終リ於テ財産

目録貸借對照表及利益配當案ヲ作り總會
ノ認定ヲ受ケタ後貸借對照表ヲ公告ス

財産目録貸借對照表ハ少クトモ開會七日前
ニ總會事務所若クハ豫メ定メタル場所ニ揭示

スルカ又ハ他ノ方法ニ依リ組合員ニ告知ス

第ニテ条 監事ハ組合・理事トノ間ニ於テ法律

行為ニ付組合ノ代表ス

理事ニ對スル貸付ハ監事ノ承認ヲ要ス理事

シテ組合員ノ若クハ組合ニ對スル債務ノ擔保者

ナルトキ亦同シ

第ニテ条 總會ハ組合總員ノ半數以上ノ出席ハ非

ザル決議ヲ為スルコトヲ得ス

第ニテ条 左ノ事項ハ毎計算期於テ總會ノ決

議ヲ要ス

一 業務施行方針
 二 負債ノ最高限度
 三 組合員ニ貸付ケ得ルノ最高限度
 第四條 組合員ハ其出資ノ口數ニ拘ラス總會ニ於
 テ各一個ノ表決権ヲ有ス
 第五條 表決権 組合員間ニ依リテ各任スル下
 ヲ得但一人ニシテ二個以上ノ委任ヲ受ルルコトヲ得ス
 第六條 股退
 第七條 組合員ハ其事由依リテ股退ス
 一 死亡

二 破産又ハ家資分散
 三 禁治産
 四 除名
 第五條 定款ニ以テ定ムルノ資於テ消滅
 第六條 組合員ハ計算期ノ終リニ於テ股退ス
 第七條 但六箇月前ニ其豫告ヲ為スルコトヲ要ス
 第八條 股退シタル組合員ハ其持分中自己ノ出
 資額ヲ限リ抽戻シ請求スルコトヲ得
 第九條 前項請求権ノ時効ハ期間ハ股退當時ノ計算
 期終結ノ時ヲ二箇年トス

第三十條 組合員は組合の貸付金に金額の差引
又は貸付金名簿の返還をせしめたる後、非は脱
退したる組合員は其出資額を拂戻すものと定
款より規定するものとす

第三十一條 脱退の事を持分計算を為さざる組
合財産を以て組合の負債を償ふに足らざるとき
脱退したる組合員は其不足高を對して自己の分
擔額を拂込んば義務を負ふ

第三十二條 脱退したる組合員の債権者兼諸債
権非は其脱退以前に於て組合の義務を承

脱退後二箇年間其責を負ふものとす

第六章 監督

第三十三條 地方長官は何時も組合の業務及財
産の實況を検査するものとす

第三十四條 地方長官は必要を認めるときは組合役員
改選を命じ又は組合業務の全部若しくは一部を停
止するものとす

第三十五條 組合が其設立の趣旨に反して目的以外
の事業を為し又は公益を害する行為を為せんと
するときは地方長官は其設立を許可し取消するものとす

第七章 解散

第三十九条 組合は、事由に依りて解散す

一 定款に定めたる解散事由の発生

二 總會の決議

三 組合員七人未満に減じらるるとき

四 組合の破産

五 設立許可の取消

總會の決議によつて解散する場合は、在りては有限責任の組合に在りては出席組合員四分の三以上無任責任の組合に在りては組合總員の同意を要す

第八章 罰則

第四十条 理事の在りては、組合に於て一回以上十圓以下

過料之處せらる。

一 登記の受クルに不十分シタルとき

二 定款に組合員名簿、財産目録、貸借對照表及び利益配當の関する議案を備へず又は之を不正に記載するときは

第四十一条 理事の在りては、組合に於て一回以上百圓以下

過料之處せらる。

一 第四十条の第四條の規定に反し利益の組合員に拂

渡シ又ハ第ニ其奈第ニ項ノ規定ニ反シ準備金ヲ
積立ラサルトキ

二 第ニ其奈ノ規定ニ反シ出資ノ全部若リハ一部ヲ總合
員ニ拂戻モルトキ

三 第ニ其奈ノ場合ニ於テ検査ニ妨ケ又ハ求メテモ説
明ヲ拒ミタルトキ

第四ニ条 理事 監事ハ左ノ場合ニ於テ五十円以上五
百円以下ノ罰金ニ處セラル

一 官廳又ハ總會ニ對シ書面若リハ口頭以テ總合
ノ業務若リハ財産ノ實況ニ不實ノ中ニ虚偽

又ハ不平等ノ意ヲ以テ其實況ヲ隱蔽シタルトキ

二 公告中ニ詐偽ノ陳述ヲ為シ又ハ事實ヲ隱蔽シ
タルトキ

第九章 附則

第四十三條 此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

